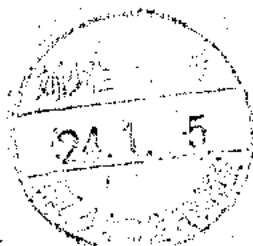


42 (8)



海外労働資料第八号

米國の婦人雇傭に関する總括的報告

労働省婦人少年局



婦人雇傭に関する総合的報告

米國労働省婦人局長

フリーダ・S・ミラー

(一九四七年一月十二日サンデー・ペーパー所載)

婦人労働 両論成の 問題

戦後における婦人労働者両論成の問題は、過去数年間の婦人局の主な仕事であつた。主として考慮されたことは、(一)合衆國の經濟上必要であるか、(二)加といふことや、婦人の熟練の程度、家計上の責任などの關係を考えて、労働力の中に婦人の基本的な地位をまもること、(三)婦人が標準以下の仕事、大きな部門で賃金および労働条件の改善を助け男子と同等の仕事をする婦人に対する同一賃金を促進することなどである。

一九四六年十一月における婦人労働者の統計は一七〇〇萬であつたが、これは一九四五年十一月以降一〇〇萬減少したことを示している。それは主として婦人が労働市場から自発的に撤退したためである。婦人の失業者は少く、大抵の月には五〇萬の線と上下してゐたが、一九四六年の晩秋には四一萬におちてゐる。こゝで特に注意すべきことは多数の婦人が雇傭の両転換をしてゐることである。

婦人の雇 傭率、高

労働統計局の報告によれば、一九四六年十月における、工場労働者としての婦人の雇傭率は、過去六か月のうち、第五か月目までは男子よりも高率

戦中

であつた。婦人は輕工業種の全部と重工業種のうち二種を除いたすべての部門で、男子より高い率でやとわれてゐる。一全南雇率でもやはり婦人のはいつち男子より高いが、そのうちわけは、雇率では男子より高いが、解雇率では男子よりいくらか低いことをあらわしてゐる。

婦人局の研究や、その他の資料(米國雇傭紹介所をふくむ)は一九四六年度の婦人労働者に関する仕のよう傾向を明かにした。

古い型の 職場にも あること はよろこ ばない。

一、婦人たちは雇を求めて、種々物色してきて、戦時産業労働にその経験が限られたい婦人は、適当な戦後の職場をみつけるのが困難であつた。彼女らは大抵、低賃金やその他の望ましくない條件で評判をとつてゐる古い型の、婦人雇傭の分野に就職することとよることはない。古い職場への配置転換の代表的な例は、最近のバルティモアにおける婦人局の研究によつて提供されてゐるが、それによると、週四十八時間労働に付して六〇ドル以上をかせいでいた二人の造紙所労働者は、今では一百貨店と公共事業会社とに、週四十時間労働でそれとれ二ニドル及び二六ドルでやとわられてゐる。

多くの都市で、サービス企業に働く婦人労働者の需要が、いまだに満たされぬまゝに存つてゐる。本年度中に婦人局が完成した三八都市の電力流運業における婦人の賃金その他の労働条件に関する調査は、多くの工場で労働条件の改善が必要であることを示している。ばかりでなく、進歩的な雇主が実行してゐるよう取良労働水準を実現する可能性のあることを示してゐる。

労働条件
向上の傾向

婦人局では、婦人関係の労働法にあらわれた傾向の分析をひきついで行つてゐるが、その分析は、このサーブイス産業部門のある部分における条件の改善を示している。この傾向は本年度における最低賃金制の実施という重要点、左派にわたる発展をくりひろげている。例えば多くの州にみられる既存最低賃金率の上昇への改正、ある州にみられる職業別および産業別の更に左派最低賃金制の適用範囲の拡大、賃金に密接な関係のある雇付条件とまもる法規の改正などである。またこの種の法律が実施されていらない一部の州では最低賃金法を制定するための努力がはらわれている。

技術をもつ婦人の需要は多い

二、労働者として特殊技術者のみを雇入れるといふ、一般的に戦後の緊縮方針は、今もなほ行われているが、対日勝利の日以後婦人労働者を解雇した多くの再就職軍事工場は今ではこれらの経験をもつ婦人労働者を固くその職場に呼びよせようとしている。例えばバルティモアでは、大規模な航空機工場や、その他の軍需工場から解雇された婦人から、同様のしかしいくらか違った職務の、平和生産業務に呼びよせようとする。合衆国職業紹介部の報告はまた、他の地方でも、同様の工場と婦人を使用しようとする関心が復活しつつあると報じている。即ちハートフォード（コネクティカット）における航空機工業関係の工場では最近一二五名の婦人を求め、いるし、またスプリングフィールド（マサチューセツツ州）の機械工具製造業工場は七五名を求めている。あらゆる種類の航空機組立工を求めているサンディエゴ航空会社は、男子労働者の供給がつかまつたあとには、婦人をもやうする予定である。またもし男子労働者の

不足が続くならば、自動車産業一般にとつても同様のことを企てるのである。各地において電力機械工場でも相当多数の婦人をとりいれようとしている。

婦人は熟練労働者に
つぎを
つづけている

三、諸種の職業工場をもつた婦人たちは、連邦内の各地方の多くの都市にもある繊維工場や被服工場のような職場に、半熟練または不熟練労働者のためにひらがれてゐる沢山の就職口に対しては興味を保持していない。どこでもある地方の雇用者は、見習工士の募集までもしている。ある職場ではその提供する賃金が婦人をひきとめていないし、また賃金のよいところではその仕事は好まぬことや労働条件などのまぬくことか婦人の就職をさける理由になつてゐる。

家事労働
条件改善
の必要

四、婦人は家事労働から職場中に自立つて輸出しているが少数の例外を除けばほとんどの家事労働者は戦後、旧職をもつていない。それら黒人婦人のなかから各地の都市町村で——例えばバルティモアやワシントンで——家事労働につくものか出てきたと報告されてゐる。合衆国職業紹介部のニューヨーク市家事雇用人職業紹介所は、黒人婦人を主として登録の仕事に配置する実験をしてみて見事に成功している。家事労働部門の条件改善のため左派を努力加へられていることは、婦人局の調査によつて明らかであつて、この調査は合衆国各地の一九都市で右の目的で進行中の計画に属するものである。家庭持の人々の家事手傳の需要にこたへる方法を講じるわけではなく雇付条件についての標準の提出、訓練、人員配置に關する事実をあつめて提供すること、他地方においても同様の発展を促すものと思われる。

従来婦人の進路と
みまさん
た分野に
転換する
ものか少
い。

とさうつていふ。

有望な専
門的半専
門的職業

六、戦時中婦人に新しく開かれた特定の専門的職業及び半専門的職業の分野は、いままでほとんどなかったもので、その分野に入つたものを戦前の職業に転換したことからおこつたのであり更に将来のためにより重要なことは、ふつうなら右のような職業の訓練を受けたのは少女たちか、戦時職業に転換したことからおこつたのである。多くの婦人たちは、戦時中の職業の経験をへた後で再び以前のハンディキャップにさらされること

を免れたいといふけれども、化学、物理学、生物学、建築、工学およびその他の科学的部門の分野における婦人も雇用の見通しに開する報告があるが、それによると、これらの部門に専門的に訓練された婦人は使用してゐる作業場が戦後に閉鎖されたにも拘らず、その婦人たちは他の職場で類似の仕事をおこなつてゐることか示されてゐる。専門的水準を獲得した婦人たちの地位はいまだに維持され現在では婦人が戦前より更に多くの職業

の機会をよめてゐる実情である。また、これよりもっと著しい進出は、少くとも数の上だけで専門家を擁する立場から実験室助手、土木技師助手、調査分析者、執筆者などのような専門的職業の部門でひきつゞき婦人が使用されてゐることである。

終戦とともに婦人たちの全盛期とも見送つた職業——平時において男子の進路とみなされてゐる法律家、新聞記者、経済学者、等の職業についても婦人は今後希望をもつてこれらの分野を開拓すべきである。戦時中婦人が異常に進出した行政的高級職員、産業方面の人事管理者、官庁関係の専門的職業は縮小され、あるがこの方面でも戦前に比すればプラスの状態となつてゐる。

同一賃金
運動

七、工業関係、事務関係、及び専門的職業関係の分野に於て婦人の間の収入の区別なく、同等の労働に対する同一賃金の原則——これは一般の賃金水準をまもり、購買力を維持してゆくために根本的に必要であるか——の採用を促進しようとする戦時中の努力は、対日勝利の日以来、勢力を得てきた。

婦人労働者は——他の団体と共同で——自発的な活動と法律を通じての活動を通じて同一賃金実現の範囲をひろめるために、努力を平等に加かつてきた。

大組合中には、婦人組合を利するだけでなく、同時に、男子の職場を防衛するために、その労働契約に同一賃金の條文を入れているものか決山ある。

最近の連邦評会ではその間期中婦人のための全国的同一賃金法案が上下両院委員よりなる委員会から提案され、有望視されたと採決には至らなかつた。

今日までに、七州が個人企業において婦人に対する同一賃金法を定めているし、全州の四
 分の一が教師に対する同一賃金法を定めている。
 一九四七年度中に議会の開かれた四四州の大半において、同一賃金法のための斗争が開始
 されている。
 婦人局は同一賃金運動に全面的に協力すると同時に、この問題に関する研究をすゝめてい
 る。それによればこの運動は相当の進歩を示しているが、なお婦人に対する古い、差
 別的な賃金方法をすべて解消してしまふために、まだまだなやめぬことが多い。
 婦人局は同一賃金法に関して州行政機関とたすけ、行政手続と施行のための基準を準備中
 である。

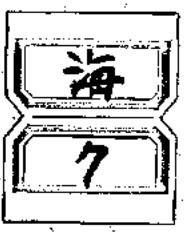


海外婦人労働資料第十号

婦人労働者の実情

労働省婦人少年局

42^の (10)



婦人労働者の実情

米國労働省婦人局

月報 一九四八年八月号

七月中の婦人雇用状況

人口調査によれば、一九四八年七月中には、一七五万以上の婦人が農業労働に従事している。それは、全婦人就業者の十分の一にあたり、全労働者の約五分の一にあたる。六月中の二〇〇万以上という高値からすれば、婦人農業労働者の数は約三三万減つていゝ。非農業雇用に従事する婦人は七月には一五、八一九、〇〇〇と数え、八二、〇〇〇の増減を計っている。

一九四八年七月

人口（十四才以上）	女子の数	一九四八年七月	
		数	女子の比率
非軍需労働者	一八、四〇五、〇〇〇	一〇、八五九、〇〇〇	五八・八%
就業者	一七、六三六、〇〇〇	六、三八四、〇〇〇	二八・八%
失業者	七、七九〇、〇〇〇	六、二五五、〇〇〇	二八・八%
軍需労働者	一五、〇〇〇	二、二九三、〇〇〇	一五・二%

非労働者

三六、七四二、〇〇〇

トミニ、ワロロ

四三、四六二、〇〇〇

（四、五、六）

（米國人口調査局）

最低賃金

イリノイ州では小売商関係職業に対する最初の最低賃金法を公布し、一九四八年八月十二日から効力を発する。取引する婦人及び年少労働者に対する最低賃金は、一時間五セントである。

初心者や見習中のものは四セントである。彼等は、一被または彼女が雇われ仕事をしておいて、以前に、または同様の、または関係ある仕事をした経験のない人とは定議されてゐる。見習期間中は三月または実効大りの時間とこゝろではまらまい。三十分間の食事時間を五時間の経験労働者に対してあたらぬばまらまい。

ロードアイランド州の小売商店法は、一九四八年九月一日に施行された。賃金は、一九四六年に発せられた指令のと同じである。週三十一時間時間労働の経験ある従業員には週三三ドル、無経験のものには二一ドル。週四十四時間以上の労働に対しては、一時間七五セント以上を支払わねばまらまい。

（一）最大限四十八時間

生計費

アリゾナ州における婦人就業者一人あたりの生活費を算みつゝ、最近公表された。それには、扶養家族をもたない婦人労働者のための最低限の経費が示されてゐるが、それは一九四八年四月現在で、年一九五三ドルと見つゝもられてゐる。一年間の物品購入費とサービスと食料費だけで六八四ドルと見つゝもられてゐるが、これは一九四七年三月の同じ品目の見つもりより七セプト増加してゐる。

一九四五年と一九四八年における女子就業者の取業

一九四五年以降三ヶ年間に人口調査局の報告する女子就業者の数は約二〇〇万近く減つてゐる。これと同時に、男子の数は九〇〇万以上増加してゐる。この結果、すべての大きな取業にゆく婦人の割合は減つてゐる。

婦人の数の減少は、「工業」へ主として工場労働者」と農場労働者のグループにおいて一番目立つてゐる。一九四八年には、商店主や専任的取業グループの両方に以前より多くの婦人が働いてゐた。女子店員の数は減つてゐないが、事務労働者のグループでは目立つて減つてゐる。

女子取業者の取業分布状況 一九四五年および一九四八年七月

主 取 業	女子の数 (単位千)	百分率 分布状況	全取業者に対する 婦人の百分率
全女子就業者	一七、六二六	一九四八年七月	一九四八年七月
事務系統従業者	四、七〇一	一九四五年七月	一九四五年七月
取工筋肉労働者	三、八〇三	一九四八年七月	一九四八年七月
熟練工・工員監督	二、九二二	一九四五年七月	一九四五年七月
サライ・肉店従業者 (家事労働者を含む)	一、六八八	一九四八年七月	一九四八年七月
家事労働者	一、四四〇	一九四五年七月	一九四五年七月
女子店員	一、三二二	一九四八年七月	一九四八年七月
専門的・半専門的従業者	一、三二二	一九四五年七月	一九四五年七月
店主、経営主及び官吏 (農業関係を含む)	九六二	一九四八年七月	一九四八年七月
農婦・農場労働者	一、七八七	一九四五年七月	一九四五年七月

白米 (非筋肉) 労働者の収入

全連邦産業家協議会では二つの産業グループ——白米 (非筋肉) 労働者と筋肉労働者——における収入と労働時間の分析をした。その結論の一つとして、「ある事例でみると、筋肉労働者は一九三九年以降、非筋肉労働者よりも優った割合の収入を得るばかりでなく、両グループの収入の地位が反対になったのである。小売商店に働く店員の平均時間給は (一、〇二五ドル) 一九四七年十一月には、綿織維生産労働者の時間給 (一、〇五五ドル) より低くなっている。これに比べれば、第二次大戦前には、綿織維工場では二時間、三八九セントしか支払っていなかったのに、小売商業では平均五三六セント支払っていたのである。(詳細は産業家協議会事業報告、一九四八年五月を参照)

国際労働会議 一九四八年

(六月—七月) サンフランシスコにて

第三十一回国際労働会議では、婦人の就業に関する二つの協約と、産業界の實際における変化を反映するように修正した。一九一九年の協約では、特定の産業(鉱業、製造業、建設業)の適用をうける主産業である。において、婦人と午後一〇時から午前五時までの間使用することを禁止した。この協約は、一九三四年版には、労働者および使用者

の団体との相談すれば、午後十一時から午前六時までと変更をよいと規定することに修正され、この修正のまかには、管理の地位にある婦人の除外もふくんでいた。一九四八年度の修正は、三つの大きな変更をもたらしている。

一 婦人を使用してまらないう七時間の継続期間は、午後十時から午前七時までのどの時間でもえらんでよいことになった。それが米国の工場で、二交替で婦人を使用していているところだ。第二回目の文書と深度までとし、三回目の文書に婦人を使用してまいといふよう。五のも、協約の條件にかまうものとなる。(英國では、午後十一時から午前六時までを禁止時間としてえらんでいふ。また婦人を午後十時以後使用しまい方がよいと信じている國もあり、そういうところでは、午後一時から午前五時まで婦人の使用を禁止する意図がある。)

二 緊急時には、労働者および使用者の団体の相談の結果、協約を延期する規定、國際労働機関に提出されること、この協約適用状況に關する各國の年次報告に右の延期は記録されるべきこと。

三 管理の地位にある婦人に加えて、技術的労働に従う婦人の除外、および、産業的労働に従事してまい健康、厚生関係業務の婦人の除外。

いま一修正された協約は、若年者に対し夜業を禁止する協約である。

また新に採用された二つの協約は、全ての國民にとって重大なものである。一つは、

それに批准した政府は、労働者も使用者もその好むところの組織をつくりまた参加する権利を有効とみとめることが必要である。としていふ。もう一つは、無料の公共職業紹介事業を維持してゆくための規定を設けている。後者の規定を補うことを目的とする正式の勧告案が採択された。

採択されるに決議中、婦人に特殊の関係あるものが二つある。一 男女労働者に同一価値の労働に対し同一賃金を要求する國際的規約作成を考慮すること、早期の國際労働會議、より早くまた年度の會議の議題に上すこと、の要求。および 二 國際労働機関の執行委員会があるところの理事會が早期の國際労働會議、より早くまたは一九五〇年度の會議の議題に数事労働者の地位と雇用のすべての問題を上程すること、の当否を考慮することの要求。

國際労働會議と同時にひらかれた理事會の會議で、合衆國の当時の労働代表代理デヴィッド・A・モース氏は、國際労働機関の恒久的事務局であるところの國際労働事務局の理事長に選挙された。

政府官取の婦人

合衆國 ニュウヨーク市保護士、フリッド・B・ヘンソク女史の大統領からの任命は、今年晩春に上院により可決されたが、女史は、連邦通信委員会委員の委員に任命された。

最初の婦人であつて、その任期は七年間である。

日本 日本労働省婦人少年局長は山川菊栄夫人である。

英國織維工業における労働条件

英國織維へのヨーロッパからの婦人の雇入れは、二人と許可された。ドイツおよびオーストリアの難民群のまから婦人を移入することの可能性は、労働組合がランカシャー工場にこれらの婦人を雇うことに原則的に賛同したので、一九四七年初めに英國綿業委員会の手で調査された。そして一九四七年の末までには、約三、二〇〇人のヨーロッパ人の労働者がランカシャー綿糸紡績工場に入つた。この労働者は、みな婦人であつて主にバルト人で、一、〇〇〇名のポーランド人が雇入れられた。この労働者は、みな婦人であつて主にバルト人で、少数はウクライナ人とユゴスラヴィヤ人である。

マンチエスター地方の織維産業における時間外労働が昨冬労働組合の賛同を得て、五労働日毎に三十分づつ超過勤務を加え、通常労働時間四十七時間半までひき上げられた。しかし、生産を上げるための時間外労働の要請は熱心に受け入れられはしなかった。綿糸紡績業の労働者の大五パーセント以上は婦人であつて、その大部分が家事の責任をもつてゐるものであり、それに仕事の一番忙しい時間に電力を節約するため作業時間制が入

れちがいにさしぬは、きつといふ面影も問題がある。

一九四二年に婦人をパート・タイム労働者として雇うことの必要をききとめていたインダランドのバーミンガムにある一工場では、この計画を、非常な急務として前始とていふ。というのは、当時雇用できる婦人というのは、家事の負担に制約され、これら既婚婦人と、身体的障害のためにフル・タイムの仕事のできないような婦人にかぎられてゐたからである。この場合、昼食時に交代する半日づつの二交替制で助かせることが便宜であるといふことになつた。同会社の経験と語る、一九四八年春終業の報告では、同会社はサウスオールの外科用綿帯紙製造会社は、それまで十九才から七〇才までの年令の二、〇〇〇名以上のパート・タイムの婦人を雇つてゐると述べてゐる。またこのパート・タイム労働者の外に、同会社は他の部門に同時にフル・タイムの労働者と少数雇つてゐる。それは熟練工、織工、捲工およびミシン機械手などで大抵、結婚前に働くものである。また婦人の捲き工織工でパート・タイムの仕事とするものは自分の一番都合のよい時間をとつて働くことを許されてゐる。

同一労働同一賃金の原則は、織維産業、ことに織布の部門では長年の間きとめられてゐてゐるのである。しかしながら、一九四七年九月の報告によれば比較的低い賃金率で婦人の仕事上が發展し、安売してしまうことはさげられかけたようである。昼間、夜間両方の短時間のパート・タイムの交替は多数の既婚婦人をひきつけ、綿糸の生産におけるは

けしい人氣不欠を緩和する牧割とした。前報告にはまた多くの会社で工場附属の託児所を
建てたといふこと述べている。